

石川県公報

平成 26 年 9 月 19 日 (金曜日)

号 外

(第 74 号)

目

次

選挙管理委員会

○石川県議会議員補欠選挙（金沢市選挙区）につき選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間

1

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第92号

平成26年10月5日執行予定の石川県議会議員補欠選挙（金沢市選挙区）において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び同法第23条第1項の規定により、選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成26年9月19日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 被登録資格決定基準日
平成26年9月25日。ただし、年齢については平成26年10月5日
- 登録日
平成26年9月25日
- 縦覧期間
平成26年9月26日

